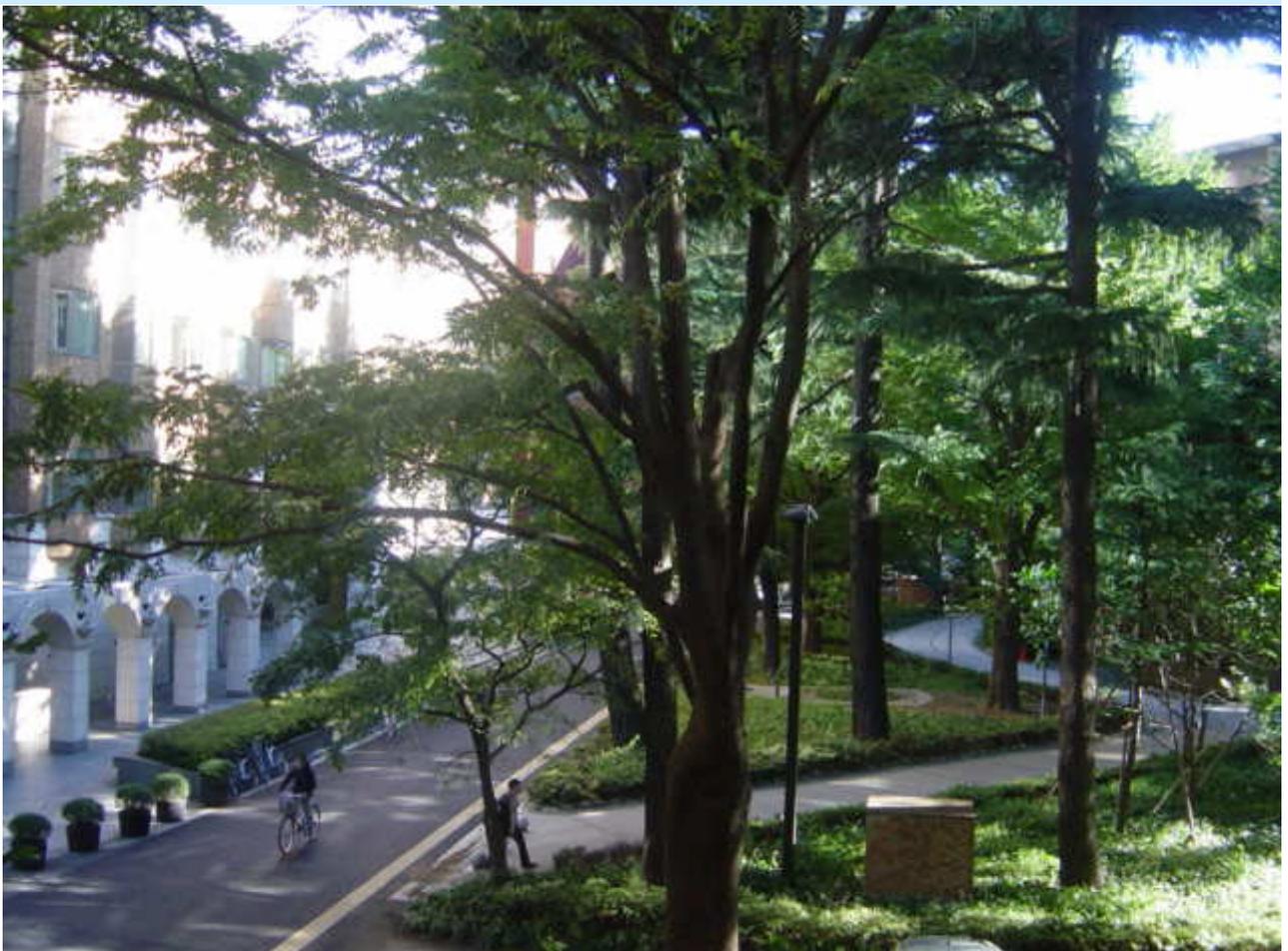


# カーボン・ディスクロージャー・ プロジェクト 報告書 2006

## 日本

225 投資家（資産総額 31 兆米ドル）を代表して



CDP 日本事務局

## 2006年 CDP4署名投資家

本報告書は、2006年2月1日にカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP: Carbon Disclosure Project) が送付した第4回目の質問状調査 (CDP4) に対して企業各社から寄せられた回答を元に作成されている。報告書全文および企業からの全回答は、www.cdproject.net から無償で入手することができる。

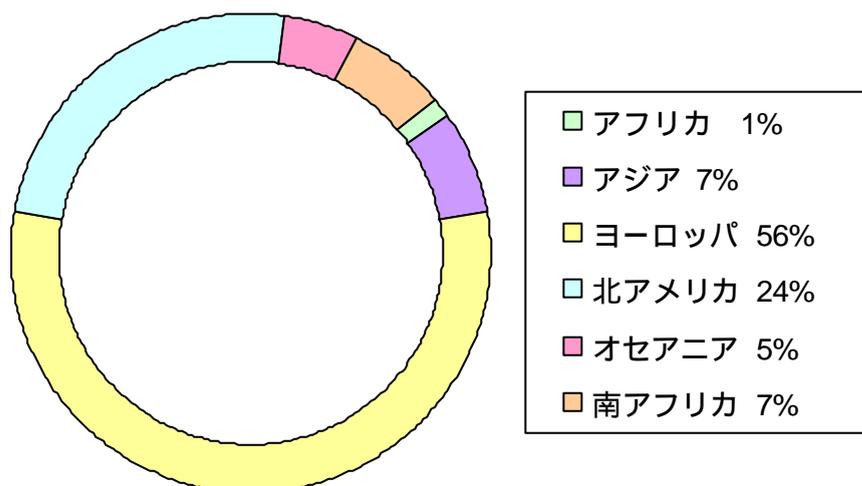
本報告書の内容は誰でも使用することができるが、その際には本報告書を使用した旨を明記することとする。2006年2月1日付のCDP4アンケート調査には、以下の225の投資家が署名を行っている。 \* 強調字体は日本企業。

Aachener Grundvermogen	Germany	Brasilprev Seguros e Previdência S.A.	Brazil	Development Bank of the Philippines (DBP)	Philippines
Aberdeen Asset Managers	UK	British Coal Staff Superannuation Scheme	UK	Dexia Asset Management	Luxembourg
ABN AMRO Bank N.V.	Netherlands	British Columbia Investment Management	Canada	DnB NOR	Norway
ABP Investments	Netherlands	BT Financial Group	Australia	Domini Social Investments LLC	USA
ABRAPP - Associação Brasileira das Entidades	Brazil	BVI Bundesverband Investment und Asset	Germany	DWS Investment GmbH	Germany
Activest Investmentgesellschaft	Germany	Caisse de Depots et Placements du Quebec	Canada	Environment Agency	UK
Acuity Investment Management Inc	Canada	Caisse des Dépôts	France	Erste Bank der oesterreichischen	Austria
AIG Global Investment Group	USA	Caixa Econômica Federal	Brazil	Ethos Foundation	Switzerland
Allianz Group	Germany	California Public Employees Retirement	USA	Eureko B.V.	Netherlands
AMB Generali Asset Managers	Germany	California State Teachers Retirement System	USA	F&C Asset Management	UK
AMP Capital Investors	Australia	Calvert Group	USA	FAPES-Fundacao de Assistencia e	Brazil
ANBID - National Association of Brazilian	Brazil	Canada Pension Plan Investment Board	Canada	Fédérés Gestion d'Actifs	France
ASN Bank	Netherlands	Carlson Investment Management	Sweden	First Swedish National Pension Fund (AP1)	Sweden
Australia and New Zealand Banking Group	Australia	Carmignac Gestion	France	Five Oceans Asset Management Pty Limited	Australia
Australian Ethical Investment Limited	Australia	Catholic Superannuation Fund (CSF)	Australia	Folsam Asset Management	Sweden
AXA Group	France	CCLA Investment Management Ltd	UK	Fonds de Réserve pour les Retraites - FRR	France
Baillie Gifford & Co.	UK	Central Finance Board of the Methodist Church	UK	Fortis Investments	Belgium
Banco do Brazil S.A.	Brazil	Ceres	USA	Frankfurter Service Kapitalanlagegesellschaft	Germany
Banco Fonder	Sweden	Cheyne Capital Management	UK	Franklin Templeton Investment Services	Germany
Bank Sarasin & Co, Ltd	Switzerland	CI Mutual Funds	Canada	Frater Asset Management	South Africa
BayernInvest Kapitalanlagegesellschaft	Germany	CIBC	Canada	<b>Fukoku Capital Management Inc</b>	<b>Japan</b>
BBC Pension Trust Ltd	UK	Citizens Advisers Inc	USA	FUNCEF	Brazil
BMO Financial Group	Canada	Close Brothers Group plc	UK	Fundação Atlântico de Seguridade Social	Brazil
BNP Paribas Asset Management (BNP PAM)	France	Co-operative Insurance Society	UK	Fundação CESP	Brazil
Boston Common Asset Management, LLC	USA	Comite syndical national de retraite Bâtirente	Canada	Fundacao Forluminas de Seguridade Social	Brazil
BP Investment Management Limited	UK	Connecticut Retirement Plans and Trust Funds	USA	Gartmore Investment Management plc	UK
		Credit Suisse Group	Switzerland	Gen Re Capital GmbH	Germany
		<b>Daiwa Securities Group Inc.</b>	<b>Japan</b>	Generation Investment Management	UK
		Deka FundMaster Investmentgesellschaft	Germany	Gerling Investment Kapitalanlagegesellschaft	Germany
		Deka Investment GmbH	Germany	Goldman Sachs	USA
		DekaBank Deutsche Girozentrale	Germany	Hastings Funds Management Limited	Australia
		Delta Lloyd Investment Managers GmbH	Germany	Helaba Invest Kapitalanlagegesellschaft	Germany
		Deutsche Bank	Germany	Henderson Global Investors	UK
		Deutsche Postbank Privat Investment	Germany	Hermes Investment Management	UK
		<b>Development Bank of Japan</b>	<b>Japan</b>	Hospitals of Ontario Pension Plan (HOOPP)	Canada

HSBC Holdings plc	UK	Nedbank	South Africa	Second National Pension Service International Union	Swedish Pension Fund Employees	Sweden
Hyundai Marine & Fire Insurance Co, Ltd	South Korea	Neuberger Berman	USA	Shinkin Asset Management Co., Ltd	Japan	
I.DE.A.M - Integral Développement Asset	France	New York City Employees Retirement	USA	Siemens Kapitalanlagegesellschaft	Germany	
Indexchange Investment AG	Germany	New York City Teachers Retirement System	USA	SNS Asset Management	Netherlands	
ING Investment Management Europe	Netherlands	New York State Common Retirement Fund	USA	Social Awareness Investment, ClearBridge	USA	
Inhance Investment Management Inc	Canada	Newton Investment Management Limited	UK	Societe Generale Asset Management UK Limited	UK	
Insight Investment Management (Global) Ltd	UK	NFU Mutual Insurance Society	UK	Societe Generale Group	France	
Interfaith Center on Corporate Responsibility	USA	<b>Nikko Asset Management Co., Ltd.</b>	<b>Japan</b>	Sogeposte	France	
Internationale Kapitalanlagegesellschaft	Germany	Ontario Municipal Employees Retirement	Canada	<b>Sompo Insurance Inc.</b>	<b>Japan</b>	<b>Japan</b>
Ixis Asset Management	France	Ontario Teachers Pension Plan	Canada	Standard Life Investments	UK	
Jupiter Asset Management	UK	Oregon State Treasurer	USA	State Street Global Advisors	USA	
KLP Insurance	Norway	Pax World Funds	USA	State Treasurer of California	USA	
LBBW - Landesbank Baden-Württemberg	Germany	PETROS - The Fundação Petrobras de PGGM	Brazil	State Treasurer of North Carolina	USA	
Legal & General Group plc	UK	PhiTrust Finance	Netherlands	Storebrand Investments	Norway	
Light Green Advisors, LLC	USA	Pictet & Cie. (Europe) S.A.	France	Stratus Banco de Negócios	Brazil	
Local Authority Pension Fund Forum	UK	Portfolio Partners	Germany	<b>Sumitomo Mitsui Financial Group</b>	<b>Japan</b>	
Lombard Odier Darier Hentsch & Cie	Switzerland	Prado Epargne	Australia	Superfund Asset Management GmbH	Germany	
London Pensions Fund Authority	UK	PREVI Caixa de Previdência dos Prudential Plc	France	Swedbank	Sweden	
Maine State Treasurer	USA	Public Sector Superannuation Scheme	Brazil	Swiss Reinsurance Company	Switzerland	
Maryland State Treasurer	USA	Rabobank	UK	TFL Pension Fund	UK	
Meag Munich Ergo Kapitalanlagegesellschaft	Germany	Railpen Investments	Australia	The Co-operative Bank	UK	
Meeschaert Asset Management	France	Rathbone Investment Management / Rathbone REAL GRANDEZA	Netherlands	The Collins Foundation	USA	
<b>Meiji Yasuda Life Insurance Company</b>	<b>Japan</b>	Fundação de Previdência RLAM	UK	The Dreyfus Corporation	USA	
Meritas Mutual Funds	Canada	Robeco	UK	The Ethical Funds Company	Canada	
Merrill Lynch Investment Managers	UK	Rockefeller & Co Socially Responsive Group	UK	The Royal Bank of Scotland Group	UK	
<b>Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG)</b>	<b>Japan</b>	SAM Sustainable Asset Management	Brazil	<b>The Shiga Bank, Ltd (Japan)</b>	<b>Japan</b>	
<b>Mitsui Sumitomo Insurance Co Ltd</b>	<b>Japan</b>	Sanlam Investment Management	UK	The Wellcome Trust	UK	
<b>Mizuho Financial Group, Inc.</b>	<b>Japan</b>	Sanpaolo Imi Asset Management Sgr	Netherlands	Third Swedish National Pension Fund (AP3)	Sweden	
Monte Paschi Asset Management S.G.R. - Morgan Stanley Investment Management	Italy	Sauren Finanzdienstleistungen	USA	Threadneedle Asset Management	UK	
Morley Fund Management	USA	Schroders	South Africa	<b>Tokio Marine &amp; Nichido Fire Insurance Co., Ltd.</b>	<b>Japan</b>	
München Kapitalanlage AG	UK	Scotiabank	Italy	Tri-State Coalition for Responsible Investing	USA	
Munich Re	Germany	Scottish Widows Investment Partnership	Germany	Trillium Asset Management Corporation	USA	
Natexis Banques Populaires	Germany		UK	Triodos Bank	Netherlands	
National Australia Bank Limited	France		Canada			
	Australia		Australia			

UBS AG	Switzerland	Vancity Group of Companies	Canada
UBS Global Asset Management	Germany	Vermont State Treasurer	USA
Unibanco Asset Management	Brazil	VicSuper Proprietary Limited	Australia
UniCredit Group	Italy	Walden Asset Management, a	USA
Union Investment	Germany	Warburg-Henderson Kapitalanlagegesellsc	Germany
United Methodist Church General Board	USA	WestLB Asset Management	Germany
Universal-Investment-Gesellschaft mbH	Germany	Zurich Cantonal Bank	Switzerland
Universities Superannuation	UK		

### 地域別 CDP4 署名投資家



# エグゼグティブ・サマリー

67%の企業が CDP4 へ情報開示

**全世界的に拡大するカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト**  
CDP は、FT500 に属する時価総額トップ 500 社を対象に調査している。本年度は世界中から多くのパートナーの協力を得て対象企業を約 1800 社へと拡大した。CDP ジャパン 150 は世界的に拡大する活動の一環である。CDP ジャパン 150 は、2005 年 12 月 1 日における S&P150 該当企業を基本として対象企業を選定した。対象企業のうち 67%の企業から回答が得られた。企業からの回答内容には大きな差があるが、概ね、回答内容が詳細な企業は回答を開示することを許可している。このことから、回答の開示許可が増加することで、企業の回答内容が向上すると考えられ、今後は回答開示率の向上を図ることが肝要である。

## 日本企業を取り巻く外部環境

2006 年 4 月より温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が法令化される等、日本企業を取り巻く状況は変化してきている。従来省エネ法ではエネルギー使用状況の定期報告義務に該当しない企業でも報告が必要になる場合がある。日本政府は NEDO を通して京都メカニズム排出クレジットの購入を開始している。このような政府の新たな政策の影響もあり、民間での CDM/JI への参加が増加している。日本最大の経済業界団体である日本経団連は環境自主行動計画を策定し、業界における 2010 年度目標を設定している。

## 回答の特徴

多くの企業が、気候変動がリスクあるいは機会をもたらすと考えていると回答している。しかし、

その考えの根拠となる事象の詳細やデータの裏づけを公表している企業は少数である。

規制の影響については、トップランナー方式<sup>1</sup>政策が採用されている産業では、規制が長期的には性能向上や新技術創出に繋がっていると考えている。環境税が創設された場合の影響が大きいと考えられるエネルギー多消費型産業である鉄鋼産業は、企業の負荷に対しての試算を行っている。電力会社は中央政府、地方自治体による規制対象となりやすいことを理解し、政府の達成計画に自主的に協力している。

排出削減目標を設定しているとの回答では、明確な数値を掲げている企業が大半である。提示している標数値は、企業独自の削減目標値や所属業界団体の目標値である。その多くは 2010 年の目標値を明示しており、経団連の環境自主行動計画の策定・遂行の効果が現れていると考えられる。

製造過程よりも製品使用時の排出量が多い家電産業や自動車産業では、製品のエネルギー消費効率の向上が図られている。これは前述のトップランナー方式の効果と考えられる。

排出データを 87%の企業が開示しているものの、製品やサービスの使用と廃棄、サプライチェーンの排出量については 45%が把握

しているにとどまる。総じて実態把握は生産プロセスが中心になっており、物流・消費・廃棄の段階にまで及んでいない。また、国内の自社グループの範囲での把握が多く、海外や内外のサプライチェーンには及んでいない。

日本国内において排出権取引は環境省の自主参加型国内排出権取引があるが、これは EU 排出権取引制度の政府の企業排出枠設定による取引制度とは異なる。この排出権取引に対する回答には、自社の排出量削減に対する排出権取引というよりも、自社の持つ削減技術を途上国や他国で活用する CDM/JI を機会と捉えて行動を起こしている事例も含まれる。前述の日本政府の排出クレジット買い取り制度発足の影響から、この動きは拡大している。

クリーンエネルギー製造、環境負荷低減関連技術の開発が、事業機会として捉えられ、報告されている。また営業利益率の高い企業は、エネルギーコスト削減、排出量削減に対しての投資を続けている。

## 今後

今回は初回であったが、日本企業の回答率は高く、これは環境に対する前向きな取組み及び投資家からの照会に対する真摯な対応の現われである。回答内容については差異が見受けられるが、削減に対する技術導入、技術革新に取り組んでいる回答が多い。回答開示率向上が今後の内容の向上に繋がると考えられる。

<sup>1</sup> 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）における機器の省エネルギー基準設定の考え方であり、特定機器の省エネルギー基準を現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするというもの。

# 目次

---

# 目次

## カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト

CDP の背景	9
日本企業の CDP4 への回答	13
回答のサマリー	17
添付 A 主なトレンド	22
添付 B CDP4 質問書	28
添付 C 日本 150 回答状況	33

---

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトは、気象変動に関する機関投資家の協調行動に向けた連絡調整事務局である。

CDPの目的は次の二点である：

- 1.気候変化がもたらす重要なリスクと機会についての情報を提供すること
- 2.これらの問題が企業価値に与える潜在的影響について、企業経営陣に対して株主の懸念を知らせること

# カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト

## CDPの背景

CDPは、2000年の12月にロンドンで開始された。今回で4回目となる機関投資家による温室効果ガス(GHG)に基づく株主価値に関連した情報の開示を要求した。今回の開示要求によって、4回目の世界最大規模となる機関投資家による協調行動が取られた。参加した投資家の総投資資本額は、1回目から4回目までそれぞれ4.5兆米ドル、10.2兆米ドル、21兆米ドル、31.5兆米ドルに上る。

質問表は、上位500社の多国籍企業（FT500）に送付されている。一方で、CDPの活動は回を経るごとに拡張され、質問表はその他に2100社以上に送付された。回答数は、940社であった。CDP4及び過去のデータは、[www.cdproject.net](http://www.cdproject.net)よりダウンロードすることができる。

今回のCDPでの重要な点は下記のごとくである：

- 世界最大規模となる企業のGHG排出に関連したデータである。
- 投資業界にとって、よりの確な投資判断を実施するための世界最先端であり最も新しい情報源である。
- 株主による企業の気候変動問題への対応及び管理に対するサポートである。
- 気候変動問題に関与するその他の利害関係者（例：政策立案者、コンサルタント、会計士）の活動に対する投資業界のリーダーシップである。
- 投資家、ビジネスリーダー、政治家に支持されている活動である（投資家の例：Henri de Castries of AXA (September 2005) and Sir John Bond of HSBC (May 2004)、ビジネスリーダーの例：Jeff Immelt CEO GE (May 2003)、政治家の例：Tony Blair (February 2003)）。

CDP3の報告書に関する活動は2005年9月にニューヨークのJP Morgan Chaseで開始された。ニューヨークでは、イギリスの外務大臣であるMargaret Beckett、ニューヨーク州の会計監査役Alan Hevesi及びDuke Cinergy CEOのJim Rogersが出席した。また、ロンドン証券取引所におけるイギリスのキックオフイベントでは、BTグループの議長であるSir Christopher Bland及びシュローダーCIOであるAlan Brownのスピーチが行われた。

さらに、主要なキックオフイベントが、アムステルダム、東京、パリ、香港、トロント、メルボルン、サンパウロ及びフランクフルドで開催された。CDP事務局は、特に第3回キックオフイベント及び日本語版報告書の翻訳を実施した日本政策投資銀行及びブラジル市場向けにCDP3報告書をポルトガル語に翻訳したFabrica Ethicaに深い謝意を表したい。

2006年には、CDPは諸外国で様々なスポンサーシップを受けた。フランスでは、AXA及びAdeme、ブラジルではABN AMRO及びABRAPP、米国ではCalvertなどである。また、電気業界に焦点を絞りグローバルな情報開示に向けたイニシアティブを取ったのは、CalPERS及びCalSTRSである。我々は、これらの投資家に対して謝意を表す。それぞれの地域のパートナーと協調しながら、CDPは、ターゲットとする会社のサンプルサイズをアジア、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、日本、イギリス及び米国で増やしていった。添付書類Aにそれぞれの国の要約が記載されている。

「気候変動及び重要な産業（農業、観光業、エネルギー、輸送及び保険）に対する影響は、利率及び為替レートに関連したリスクと同じくらい重要なものである。主要なグローバル投資家として、我々はCDPをサポートし、我々の意思決定をサポートしてくれるために提供された情報が価値あるものであると考えている。」

Henri de Castries  
経営委員会議長・CEO



「気候変動を投資判断の分析の要素として取り込むことはしごく常識的なことである。利益あたりの炭素排出原単位の考え方が用いられるべきである....気候変動は、政治家が解決する問題ではない....政治家は重要な役割を担う。しかしながら、現実には気候変動は政治的な意見、世論および政府のアクションにかかわらず市場に影響するものである。」

Al Gore,  
前 米国副大統領

CDP に署名した企業は、現在驚くべきことに世界全体の 31.5% の機関投資家を占める<sup>ii</sup>と考えられている。

「発展途上国が京都議定書から除外されている現在、CDP のような活動が気候変動に対してそれらの国に対して影響力を持つ唯一の方法である。」

Junji Hatano  
議長、

Mitsubishi Clean Energy Finance  
Committee of



The  
Sustainable  
City  
Awards



2月に、CDP はロンドン市より 2006 年 Sustainable City 賞の オーバーオールウィナーとして表彰された。CDP は、気候変動に対処するために効果的な活動に尽力していることが認められた。

これらの拡大により、CDP は 350 件の回答数から 110 件以上の電気機器関連企業を含めた 940 件まで増加した。回答率は、CDP1 当事の回答率である 47% とほぼ同程度である。総回答数は、初回答の企業からの回答を含めてほぼ3倍に増加した。

本年度の FT 500 レポートは、9月18日にニューヨークのメリルリンチで前米国副大統領である Al Gore 及び Carbon Trust Investments Clean Energy Fund のチェアであり Standard Chartered Bank ディレクターである Adair Turner のプレゼンテーションにより開始された。日本版レポートは、9月22日に東京で開始された。

CDP が成功した要因は、多岐にわたる。信託受託者は、重要な点を無視して活動することはできない。気候変動リスクを考慮に入れることは、しっかりとしたファイナンス管理の一部となっている。気候変動リスクを考慮に入れないことは、受託者責任の不履行であり、管理体制の不備を示すこととなる。

主要な投資コンサルタント会社である Mercer は報告書の中で以下のように述べている「A trustee's perspective: addressing climate change as a fiduciary issue」（訳者注：以上、報告書名）：気候変動によるインパクトは、この文書に示されているとおり、長期間で見ると投資活動に対して大きな影響を持つ可能性があることを示している。また、我々は、気候変動に伴うリスクが十分に認知されていない、または理解されていないため十分に年金資産の管理に反映されていないという疑念を抱いている。また、受託者責任という考えに基づくと、気候変動に伴うリスクを考慮に入れることは受託者責任という考えに合致するものと考えられる<sup>iii</sup>。

主要な国際弁護士事務所である Freshfields Bruckhaus Deringer は、この分析をさらに一歩押し進めている。作成された報告書（'A legal framework for the integration of environmental, social and governance (ESG) issues into institutional investment'（訳者注：以上、報告書名））では、以下のように述べられている：

「我々の考えでは、意思決定者は少なくともある程度は環境・社会・ガバナンスという観念（ESG）を考慮に入れなければならない。その考えに基づけば、ESG を投資分析の要素と捉え、よりの確に財務パフォーマンスを予測することは、明らかに許容されるべきことであり、十分に司法の観点でも必要とされることであろう。」

CDP 事務局は、署名投資家、回答企業、ローカルパートナーに CDP 4 への参加について謝意を表したい。

## 今後の計画

CDP は、現在年次のプロセスとして確立されている。CDP5 の質問状は、2007 年 2 月 1 日に発送される予定である。CDP は今後企業からの回答の質及び量の改善を実施し関連国及びセクターにより拡大していく予定である。

CDP は、企業からの回答を開示することが可能である。詳細な情報については、[info@cdproject.net](mailto:info@cdproject.net) に問い合わせされたい。これらの回答は、CDP ウェブサイト（[www.cdproject.net](http://www.cdproject.net)）で入手可能である。

CDP は、今後の全ての興味ある団体の参加を歓迎する。興味のある団体は、[info@cdproject.net](mailto:info@cdproject.net) までコンタクトされたい。

<sup>i</sup> CDP 4 質問状に記載している添付文書 B を参照のこと

<sup>ii</sup> 独自の試算によれば、機関投資家のファンドベースは世界中で約 100 兆米ドルである。CDP に署名した投資家は、このうち約 3 分の 1 を占める（重複して計算がされている可能性もある）。

<sup>iii</sup> フルレポートは、次の URL で入手可能である

（[www.carbontrust.co.uk/Publications/CTC509.pdf](http://www.carbontrust.co.uk/Publications/CTC509.pdf)）。

# 日本レポート

## カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP)

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP) は気候変動が投資対象企業にもたらす潜在的リスクと機会を評価するために継続的な調査を続けている。これは気候変動が及ぼす重要な影響について、理解を向上させるために実施されているものである。

### ● CDP4の世界的な拡大

CDPはFT500に属する時価総額で世界のトップ 500 社を対象に調査し、初回の2003年には45%、2004年のCDP2は60%、2005年のCDP3は71%と年々回答率は高くなっている。今年は、世界から多くのパートナーの協力を得て対象企業を約1800社に拡大した。CDP ジャパン 150はその世界的な拡大の一環である。

### ● CDP ジャパン 150を選定

CDP ジャパン 150は、2005年12月1日現在でのS&P150該当企業を基本として対象企業を選定した。2006年2月1日にCDP ロンドンより各企業に質問書が送付された。

### ● CDP ジャパン

CDP ジャパン 150のパートナーはCDP Secretariat Japanである。世界各地での他のパートナーがSRI、年金基金、環境投資ネットワーク、保険会社、金融機関、

商工会議所、政府であることとは異なっている。今後の拡大に際してはパートナーについての検討が必要である。

### ● 企業の外部環境

日本企業を取り巻く状況は、ひきつづき環境省や経済団体により自主的な排出削減努力が奨励されている。排出量の算定・報告・公表制度が法令化されるとともに政府の排出権購入が開始されるなどの変化も生じている。

### ● 法律による報告義務

日本では、これまでも省エネ法によりエネルギー使用状況等の定期報告が義務化されていたが、2006年4月より施行となった改正温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)で多くの事業所・事業者が改めて温室効果ガスの算定・報告が義務付けられた。省エネ法では該当しない多くの排出事業所も報告が必要となる。この報告義務の動きに先立ち東京都では事業所の排出量報告が2005年より義務化されている。

### ● 環境省の排出権取引制度

環境省は自主参加型の排出権取引制度を創設した。これは国内での排出削減に補助金を用いて事業者の自主的な排出削減を募り削減結果を取引するものである。2005年の1回目につづき、2006年も第2回目の参加者公募があり、継続されている。

### ● 京都議定書への対応

政府はNEDO<sup>iv</sup>を通して京都メカニズム排出クレジットの購入を開始した。日本は京都議定書に批准2012年に基準年比6%排出削減が求められているものの2004年度の排出量は13億5,500万tCO<sub>2</sub>eと基準年比7.4%<sup>v</sup>の増加になっている。こうした政策は民間のCDM/JI事業参加の追い風となっている。日本政府承認CDM/JIプロジェクトは60件に達している<sup>vi</sup>。このうち、CDM理事会登録プロジェクトは24件で、世界全体の登録プロジェクト265件の9%を占める。

### ● 経済団体の活動

日本最大の経済業界団体である日本経団連は環境自主行動計画を策定し業界での2010年度目標を設定している。毎年進捗状況を公表しており、環境自主行動計画に新規に参加する業界や企業が増加している。と同時に環境税の導入には反対している。一方、経済同友会は1月、現行の揮発油税などエネルギー関連諸税の廃止や一般財源化を条件に環境税の導入を求める提言を発表した。

<sup>iv</sup> NEDOの正式名称は独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

<sup>v</sup> 基準年の排出量を12億6100万tCO<sub>2</sub>eで算出

<sup>vi</sup> 2006年8月16日現在

**日本企業の回答率はFT500, FTSE 100  
に次いで高い**

**将来的な目標として、より多くの企業に回答  
及び情報の開示を促す**

# 日本企業の CDP4 への回答

第 4 回の CDP では、次の点に焦点を置き質問状を作成した。

1. 気候変動による事業リスク及び機会
2. 温室効果ガス（GHG）の規制による影響力
3. 気候変動に関連した物理的リスク
4. 関連技術及びイノベーション
5. 気候変動への経営責任
6. 二酸化酸素年間総排出量（トン単位）
7. 製品とサービスからの排出
8. 排出削減プログラムと目標値
9. 排出権取引
10. エネルギーコスト

## CDP 質問回答の状況

企業からの回答率は 67% である<sup>vii</sup>。これは CDP の世界的な拡大に伴い、日本での対象が 152 社拡大し、多くの企業が質問書を送付された最初の年にもかかわらず高い回答率であった。質問書の回答状況を業種毎、本社所在地毎に分類し、回答状況を以下にまとめている。

### 業種による分類での回答率

- 電力、ガス、建設、総合重機、船舶、出版、通信、証券、繊維、ガラス、たばこ、食品容器、広告は 100% の回答率である。
- 電子機器、電子機器部品、生損保の回答率は全体平均よ

- り高い。
- 電線、住宅設備、消費者金融やクレジットカード等の金融サービス、エンターテインメント施設、テレビ局、警備は無回答もしくは回答拒否で回答率 0% である。
  - 化学、石油、住宅メーカー、鉄道、自動車、食品の回答率は平均値より低い。

業種毎の分類は、企業の多角化が進んでおり異なる分類も可能である。加えて所属企業数が少ない産業、極端な場合には 1 社のみという産業もあり、企業の回答率がそのまま産業の回答率となり産業全体での傾向とはいえ

ない点を明記しておく。

この CDP ジャパン 150 には、FT500 対象の日本企業 49 社は全て含まれており、その企業の回答は FT500 レポートと CDP ジャパン 150 レポート双方に反映している。このレポートに含まれていない日本企業としては、世界の大手電力会社を対象としたレポートに含まれる電力会社がある。

<sup>vii</sup> 2006 年 8 月 25 日までの回答、情報提供のみの企業を含む

## 業種毎の企業回答状況

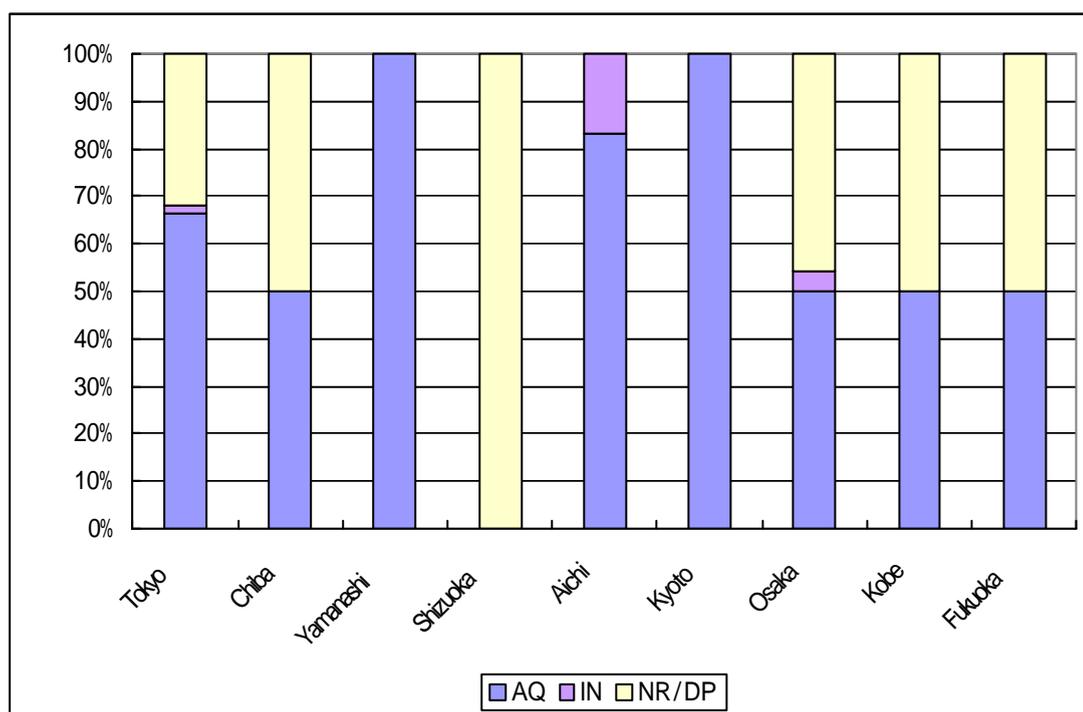
業種毎	合計	回答	(%)	情報	(%)	無回答	(%)
電力	4	4	100%	0	0%	0	0%
ガス	2	2	100%	0	0%	0	0%
石油	3	1	33%	0	0%	2	67%
ガラス	1	1	100%	0	0%	0	0%
セメント	3	2	67%	0	0%	1	33%
鉄鋼	4	2	50%	0	0%	2	50%
鉱業	2	1	50%	0	0%	1	50%
電線	3	0	0%	0	0%	3	100%
建設	4	4	100%	0	0%	0	0%
住宅	2	0	0%	1	50%	1	50%
住宅設備	2	0	0%	0	0%	2	100%
繊維	2	2	100%	0	0%	0	0%
化学	7	2	29%	1	14%	4	57%
家庭用品	3	2	67%	0	0%	1	33%
フィルム	2	1	50%	0	0%	1	50%
薬品・医療	6	4	67%	0	0%	2	33%
紙・パルプ	2	1	50%	0	0%	1	50%
出版	2	2	100%	0	0%	0	0%
産業・工業機械	6	4	67%	0	0%	2	33%
総合重機	2	2	100%	0	0%	0	0%
電子・電気機器	16	14	88%	0	0%	2	13%
電子・電気機器部品	9	7	78%	0	0%	2	22%
自動車	5	2	40%	1	20%	2	40%
自動車部品	2	1	50%	0	0%	1	50%
鉄道	6	2	33%	1	17%	3	50%
宅配	2	1	50%	0	0%	1	50%
船舶	2	2	100%	0	0%	0	0%
航空	2	1	50%	0	0%	1	50%
食品	4	1	25%	0	0%	3	75%
飲料	2	1	50%	0	0%	1	50%
食品容器	1	1	100%	0	0%	0	0%
たばこ	1	1	100%	0	0%	0	0%
小売業	3	2	67%	0	0%	1	33%
エンターテインメント施設	1	0	0%	0	0%	1	100%
不動産	3	1	33%	0	0%	2	67%
商社	6	4	67%	0	0%	2	33%
銀行	6	4	67%	0	0%	2	33%
金融サービス	2	0	0%	0	0%	2	100%
証券	3	3	100%	0	0%	0	0%
生損保	5	4	80%	0	0%	1	20%
広告	1	1	100%	0	0%	0	0%
メディア	1	0	0%	0	0%	1	100%
通信	3	3	100%	0	0%	0	0%
ソフトウェア・情報サービス	3	2	67%	0	0%	1	33%
警備	1	0	0%	0	0%	1	100%
合計	152	95	63%	4	3%	53	35%

## 地域毎の質問回答の状況

企業の本社所在地別の回答状況は次のとおりである。

### 本社所在地 地域別回答状況

地域	総合	AQ	%	IN	%	NR/DP	%
東京	110	73	66%	2	2%	35	32%
千葉	2	1	50%	0	0%	1	50%
山梨	1	1	100%	0	0%	0	0%
静岡	1	0	0%	0	0%	1	100%
愛知	6	5	83%	1	17%	0	0%
京都	4	4	100%	0	0%	0	0%
大阪	24	12	50%	1	4%	11	46%
神戸	2	1	50%	0	0%	1	50%
福岡	2	1	50%	0	0%	1	50%
合計	152	98	64%	4	3%	50	33%



本社所在地数が最大の東京は情報提供のみの2社を含めた回答率が67%と、CDP ジャパン 150社全体の回答率と同率である。本社所在地が京都の4社は全てが回答しており100%、愛知は情報提供のみの企業1社を含めて100%の回答率である。大阪は情報提供のみ1社を含めて54%、兵庫、福岡、千葉は各2社で回答が各1社の50%である。山梨、静岡は1社のみでその企業の回答数が結果である。

**回答に基づくと、日本企業は企業活動に対する気候変動の影響をよく理解しているように考えられる**

**多くの回答では、プロセスと製品の両面において省エネルギー技術の開発及び採用を実施すると記されている**

# 回答内容のサマリー

本項では、企業からの回答を要約し、その考察を行う。

気候変動に対する戦略と体制	回答企業での%
気候変動がリスクまたは機会、あるいはその両方をもたらすと考えている	94%
気候変動関連の問題について経営上の責任体制を構築している	94%
規制が与える影響を理解している	91%
気象現象が与える影響を理解している	88%

気候変動がリスクまたは機会をもたらすと考えていると回答している企業は 94%であるが、その考えの根拠となる事象の詳細やデータの裏づけを公表している企業は少数である。「気候変動問題が重要」という認識は表面的には存在しているが、その自社へのインパクトに関する分析は弱いと考えられる。「エネルギー多消費産業ではないため影響は小さい」との回答も目立っている。例えば製紙会社が生態系の変化や森林火災により原材料が調達困難となるリスクに言及していないことや、製薬会社が熱中症や感染症の増加という事業機会に言及していないことである。気候変動関連の問題について経営上の責任体制を構築しているか、との質問に対しては、環境問

題について責任体制を構築しているとの回答が大勢を占め、これを「Yes」としてカウントした。これは、環境マネジメントシステムの導入がひろく進んでいることが理由であり、気候変動問題に必ずしも特化したものではない点には注意が必要である。規制が与える影響については、業種によって、また事業がグローバルに展開しているかで回答が異なっている。EUに事業所がある企業は排出割当量と事業所の排出量実績の差を排出権市場価格で試算している。日本においてもエネルギー多消費産業である鉄鋼産業は、日本で環境税が創設された場合における企業の負荷に対して試算を行っている。トップランナー方式が採用されている産業では、規制が長期的には性能

向上や新技術創出に繋がっていると考えている。電力会社は中央政府、地方自治体からの規制の対象になりやすい事を理解し、政府の達成計画に自主的に協力している。

気象現象が与える影響を理解しているとの回答も高い割合である。しかし、この中には、自社の事業にどのように影響するのかを明記していない企業が多い。また、影響をエネルギー消費に関する規制や異常気象がもたらす工場の操業停止の観点からのみ捉えている企業も多い。とりわけ、原材料調達、物流、従業員や顧客の健康への影響の言及は少ない。

排出削減行動	回答企業での%
重要な排出削減技術を使い始めている	89%
正式な排出削減目標を設定している	83%
排出削減の投資金額や費用対効果を公表している	48%

排出削減技術を使い始めているとの回答には、多様な技術の詳細が明記されている。既存の削減技術の導入にとどまらず、自社での削減技術開発を実施している例も多い。ただし、生産プロセスでの排出削減努力に比べて、自社の

イノベティブな製品・サービスによって温暖化防止に貢献しようとする事例は少ない。

排出削減目標を設定しているとの回答には、明確な数値を掲げている企業が大半である。それは、企業独自の削減目標値や所属業

界団体の目標値である。その多くは2010年目標値を明示しており、自主行動計画の遂行による影響であると考えられる。しかし、その排出削減の投資金額、削減効果を明記している企業は回答企業の48%にすぎない。

排出量報告	回答企業での%
排出データを開示している	87%
第三者機関での検証を受けている	18%
製品やサービスの使用と廃棄、サプライチェーンの排出量のどちらかもしくは両方を把握し開示している	45%

回答企業の87%が排出量を報告している。排出量を報告している企業の中で、報告内容の差は大きい。排出量を間接排出量まで詳細に開示している企業と範囲の区別がなく排出量のみを報告している企業までと分かれる。

排出量を報告した企業は87%と高いが、第三者機関の検証を受けていると明記している企業は18%である。すなわち排出量報告企業の21%が第三者機関での検証を明記しているだけである。一方、製品やサービスの使用と廃棄、サプライチェーンの排出量の

両方、もしくはどちらか一方を把握し報告している企業は45%である。製品やサービスの使用と廃棄、サプライチェーンの排出量は鉄鋼、セメント、ガラスなどの大量排出する産業と、家電や自動車などのトップランナー方式該当産業の企業を中心に報告が進んでいる。ただし、総じて実態の把握は生産プロセスが中心となっており、物流・消費・廃棄の段階には及んでいない。また、国内の自社グループの範囲での把握が多く、海外や内外のサプライチェーンには及んでいない。これらの

企業の中では第三者機関での検証済みと明記している割合は78%である。排出量を報告している企業全体では21%だが、製品やサービスの使用と廃棄、サプライチェーンでの排出量を把握している企業では78%が第三者検証を受けている。

排出権取引	回答企業数*
CDM/JI プロジェクトに参加している、参加準備している	20
ファンド出資や排出権購入をしている	19
排出権取引や CDM/JI についてコンサルをしている	11

\*重複がある。排出権取引に前向きな取組みをしていると回答企業数総数は 37 社である

日本国内における排出権取引は環境省の自主参加型国内排出権取引があるが、これは EU 排出権取引制度における政府の企業排出枠設定による取引制度とは異なる。この排出権取引に対する回答には、自社の排出量削減に対する排出権取引だけではなく、自社の持つ削減技術を途上国や他国で活用する CDM/JI を機会と捉えて行動を起こしている事例も含まれる。

ファンドへの出資や排出権の購入を通じてそのような活動を促進している企業もある。自主的な削減目標を掲げている企業の中には、その目標が未達成の場合に国外排出権でリスクヘッジする事を想定しているとの回答もある。また総合商社は排出権取引を新規事業の機会と捉え行動を起こしている。例えば、CDM や JI への参加、ファンド出資及び直接排出権を購入しての転売による

利鞘、そしてコンサルタント業務である。証券会社は排出権債券や排出権に関する証券化を検討し、損害保険会社は CDM/JI プロジェクト企業の保険業務を検討している。金融機関は CDM/JI プロジェクトへの融資、売買のコンサルタント業務を回答している。本年、日本政府が京都メカニズムの排出クレジット購入を開始したこともあり、今後この動きは加速する可能性が高い。

エネルギーコスト	回答企業での%
化石燃料・電力コストの報告	63%
エネルギー価格の変化による収益性の影響の把握	55%

化石燃料・電力コストを報告している企業は 63% で、エネルギー価格の変化による収益性の影響について報告があるのは 55% である。エネルギーコストについて報告していない場合は、企業戦略から公開しない企業と、把握しきれていないため報告できない企業とに分かれる。前者はエネルギー多消費企業、後者は民生部門の企業に多い。報告している企業の化石燃料・電力コストをその企業の対売上高で比較すると、20% が

ら 1% 未満までの差がある。このエネルギーコスト率を営業利益率と比較することには意味がある。エネルギー価格が上昇した際に商品やサービスの価格に転嫁できなかった場合の営業利益に与える影響を把握できるからである。エネルギーコストが 5% 上昇した場合に営業利益に 9.25% 影響を与える企業がある一方、0.1% 以下とほとんど影響がない企業まで分かれる<sup>2</sup>。業界として

利益率が高くエネルギーコスト率が低い製薬業界では影響が少ない。営業利益率もエネルギーコスト率も高い企業は弾力性が大きい。そのような企業は更なるエネルギーコスト削減、排出削減に対して大きな動機を有する。

<sup>2</sup> 航空会社を除く

## 温暖化対策先進企業の事例

回答企業の中から、回答内容に特色を有する企業を紹介する。選定については、企業から提出された回答書に基づいており、外部検証を伴っていない。また選定は、回答内容の公表を許可した企業に限定している。

選定基準は次の項目のどれかに該当した企業について紹介する。

- 気候変動がリスクまたは機会の根拠となる事象の詳細や、データの裏づけを公表している。
- 排出削減目標を設定して、その排出削減の投資金額、削減効果を明記している。
- 排出量報告(間接排出、LCA、サプライチェーンを含む)を詳細に開示している。
- 自社のイノベティブな製品・サービスによって温暖化防止に貢献しようとする事例を明記している。

FT500 レポートでは、Climate Leadership Index (CLI)を作成しており、日本企業3社が選定されている<sup>3</sup>。

トヨタ自動車株式会社

関西電力株式会社

新日本製鐵株式会社

### キヤノン株式会社

2004年度は、環境関連の投資は46億円、費用は160億円であった。その結果として、顧客側での省エネルギー費用360億円を含む効果があった。排出削減の戦略

は2010年までに少なくとも全ての事業ライフサイクルと関連する資源効率を2000年と比較して2倍にする予定である。製造過程においては既に多くの省エネ措置が取られ、排出削減費用は1tCO<sub>2</sub>あたり3万円5万円と算出し、費用対効果の良い削減は残されていないことを理解している。エネルギーコストの割合が売上高に比較して低く、その上に営業利益率も高いことから、エネルギー価格が上昇した場合も影響が少ない。

### 新日本石油株式会社

クリーンエネルギー製造の一環として、二酸化炭素排出量を減らした燃料・コージェネレーションシステム、バイオエタノール等の製造を開始している。製油作業における使用エネルギー削減施設の設置、投資対効果のモニタリング等を実施している。

ベトナムランダン油田採掘で発生する天然ガス回収 Clean Development Mechanism (CDM) プロジェクトを開始している。プロジェクト全体で680万トンの二酸化炭素の排出削減で、二酸化炭素を直接削減する CDM プロジェクトとしては過去最大である。

### トヨタ自動車株式会社

生産過程において1999年から2004年間に環境関連で920億円投資し、効果としては1999年から2003年間で1130億円の環境便益があった。製品については、日本では2010年度燃費効率標準が

政府により設定されている、これは2010年に1995年比22.8%の燃費改善である。これを5年前倒しして2005年に達成すべき目標と設定し、全ての車種において達成した。技術革新に取り組み、世界で最も良い燃費効率を達成している。環境関連の研究開発に2004年度に1923億円費やしている。このような活動が顧客側の燃料費用削減に繋がっており、2004年度は日本において33億円の削減効果があった。ロジスティックについては、2010年目標は1990年比10%の排出量削減目標であり、CO<sub>2</sub>排出の少ない輸送距離短縮を考慮した輸送手段を図っている。

### 東レ株式会社

環境問題のリスクと機会の両面を的確に捉え、費用対効果ベースで対策の計画・実行・評価を実施している。リスクの把握及び環境管理活動の例として、具体的な削減量を生産での増加、原料及び使用燃料の削減数値とその費用を見積もり今後の排出量見積を算出している。環境負荷低減関連技術の開発にも力を注いでいる。例えば、給水処理技術及びファイバー、プラスチックなどのリサイクル技術の開発である。

### 松下電器産業株式会社

法規制への対応及びアプローチに関連して、短期的に規制は企業活動に対してネガティブインパクトを持つと考えられるが、長期的には製品の性能向上、新技術の

<sup>3</sup> 詳細は Carbon Disclosure Project Report 2006 Global FT500 を参照

創出等のイノベーション及び他企業との差別化要因の源泉となると考えている。エネルギー消費を削減するための技術に特化したアプローチとともに、電化製品を使用する家庭全体を中心とした電力及び自然冷媒を使用したヒートポンプによるシステムの開発・サービスの提供を実施している。電化製品の開発・製造・販売だけではなく、商品のライフサイクル全体を考慮したりサイクルビジネスモデル等の提案を実施している。社内二酸化炭素排出権取引システムのシミュレーションを FY 2004 より開始している。

#### 麒麟麦酒株式会社

麦酒やソフトドリンクの原料であるホップ、米、コーンが気候変動の影響を受けるリスク、温暖化による需要の増加がある。2010年までの目標であった排出量の削減と単位あたりエネルギー消費 1990年比 25%削減をすでに達成しており、これは収益増加に繋がっている。2005年には 9 億 65 百万円の投資、84 億 89 百万円の費用を使用しており、この内容は環境会計として CSR レポート及びホームページ上で公開している。CO<sub>2</sub> 排出削減の努力は 2004 年から 2006 年間に 100 億円の投資を実施し、エネルギーコスト削減としてまず現れている。

#### 新日本製鐵株式会社

エネルギー消費量が日本全体の 4% を占めており、環境税が導入された場合の影響は大きく、例えばトン C あたり 3000 円で導入された場合には鉄鋼業界で 1500 億円、自社には 500 億円の費用がかかると分析している。製品を原料、輸送、原料の生産、部品製造、製品使用、リサイクルと廃棄を含むライフサイクルで考慮し環境効率を評価している。ロジスティックスを合理化するために、輸送距離を減らして、積載比率を改善して、輸送手段を最適化している。またサプライヤーの 1 社の排出量を把握しており、今後は他のサプライヤーからの排出量報告を検討している

#### 東京ガス株式会社

気温変動がガス販売量に与える影響を理解し天候デリバティブを利用してリスク低減を図っている。技術開発に取り組み、エネルギー消費量 26%、CO<sub>2</sub> 排出量 40% 削減するコージェネレーションシステムを 2005 年に商品化している。都市ガス製造工場及び事業所の排出量、サービスの使用による排出量、ライフサイクル CO<sub>2</sub> を把握している。

#### 関西電力株式会社

大手排出者である電力会社が中央政府や地方自治体からの規制

対象となるリスクを理解し、政府によって作成された京都議定書達成計画に産業界の一員として自主的に協力している。排出削減技術開発に注力し、環境関連に 2003 年に 7 億 3 千万、2004 年に 8 億 3 千万投資し、グローバルな環境事象に 2003 年に 12 億 5 千万、2004 年には 16 億 1 千万円の費用をかけている。

#### 株式会社ミレアホールディングス

企業の気候変動リスクに対応するために天候デリバティブを世界で初めて標準商品として開発し、更に台風デリバティブ等多数の開発を続けている。保険としては 1999 年 6 月にエコカーに対して 1.5% 割引するエコカー割引や風力発電に対する保険を開発している。環境関連ベンチャー投資を 2000 年 4 月から 10 億円 13 企業に実施している。環境面での活動を信用調査に組み込む環境考慮は 1999 年 8 月から開始している。これはビジネス調査のチェックポイントに環境を含めることにより、環境負荷の大きな事業活動を抑制している。

## 添付 A

# 主なトレンド

CDP の地理的及びセクター面の拡大から

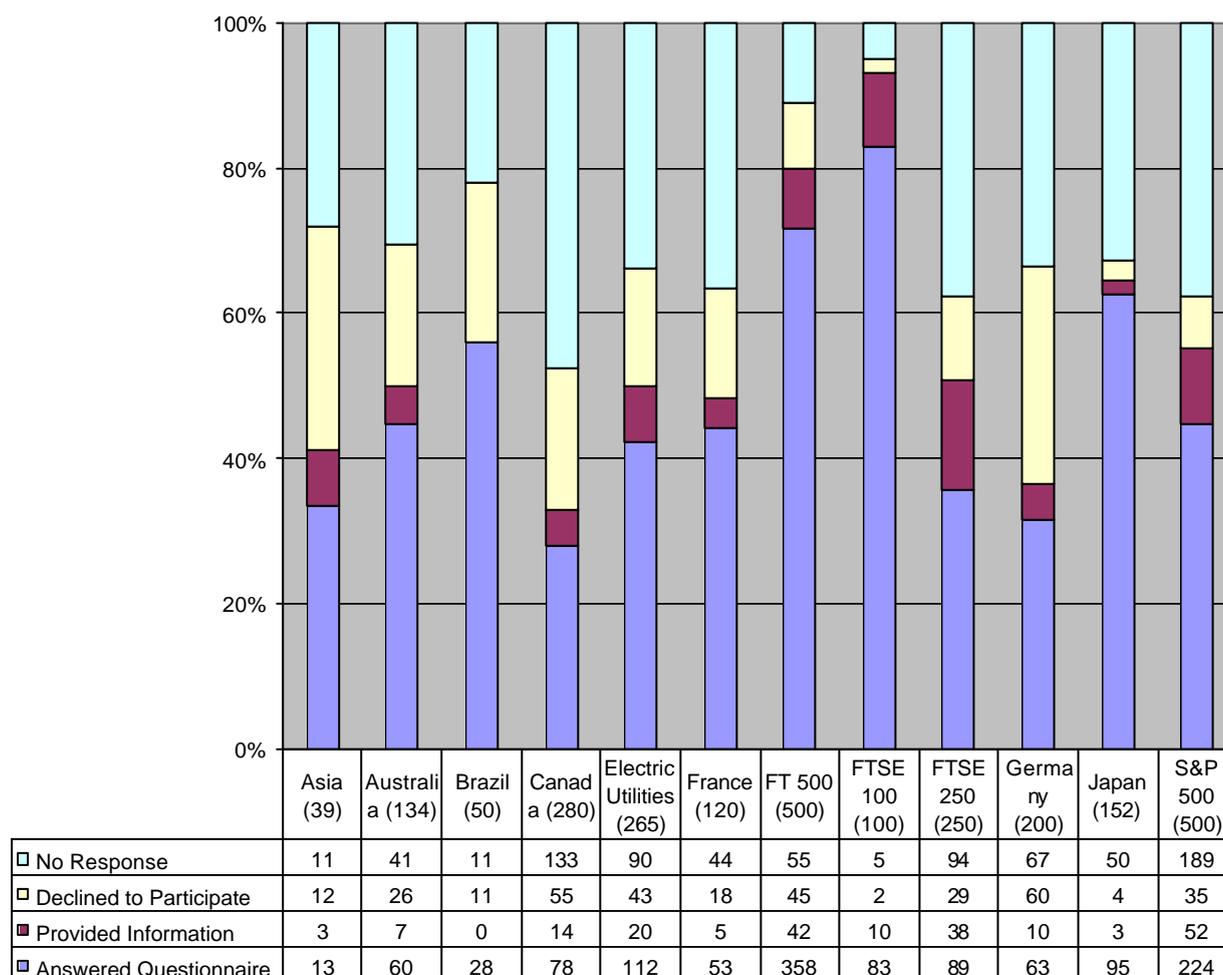
これまで3回継続的に実施された CDP の質問状は FT500 企業に送付されたが、2006 年の CDP4 では、送付企業数は 2000 社以上に拡大された。これは、CDP の地理的な拡大と世界中

の組織との協力活動に基づくものである。このセクションでは、このような協力活動で得られた結果の詳細及び結果に基づく主要な特記事項を示す。レポートは、無料で、次の URL からダウ

ンロードが可能である

( [www.cdproject.net/cdp4reports.asp](http://www.cdproject.net/cdp4reports.asp) )

CDP4 回答状況



## **アジア (日本を除く)**

**パートナー: Association for Sustainable and Responsible Investment in Asia (ASrIA)**

アジア企業の経営リーダーは、気候変動に関する問題を認識しているものの、その関連リスクを環境に関連した戦略的なビジネスモデルに入れることが難しい状況である。また、投資家も一般的に気候変動に関わる問題を突き詰めず、政府による規制もほとんどない状況である。各国政府の気候変動に対するアプローチは様々であり、有効な施策は実施されていない。シンガポールを除いて、どの国も温室効果ガスの排出削減目標を掲げていない。多国間レベルでは、2006年初旬に、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国、そしてアメリカの大使が公式にアジア太平洋 CDP パートナーシップ(the Asia-Pacific Partnership on Clean Development and Climate (AP6))を発足させた。この中で、2006年度中期までに短・中期の気候変動に関するアクションプランを策定するための産業及び政府合同のタスクフォースの概要と憲章が同意された。この動きは、ターゲットの設定をし、そのターゲットを越えて動いていくことに依存しているものの、明確な進歩を伴う重要なものとなるであろう。

回答した 45%の企業は、CDP に対して初めて回答を実施した企業であった。また、以前 CDP に回答を寄せた企業は一般的に回答内容の改善が見られ、温室効果ガスの排出管理を重要なビジネス活動における事項であるとの認識をより強く持っていることが確認された。この分野の対応で先端に行く企業は、世界的なブランドを持つ多国籍企業が多い。回答をした企業の 3 分の 2 が、排出削減のイニシアティブを取っているか、または取る計画があると回答している。しかしながら、イニシアティブの内容は実質的にかなり異なっている。また、23%の企業だけが、排出削減目標を設定し、目標に基づき活動を実施しているとの回答であった。

## **オーストラリア、ニュージーランド**

**パートナー: Investor Group on Climate Change (IGCC) Australia and New Zealand**

オーストラリア政府及びニュージーランド政府は、気候変動に関連した法規制を策定している。オーストラリアは京都議定書を批准せず、連邦レベルで排出削減に対する自主的アプローチを取っている。the Greenhouse Challenge 及び the new Energy Efficiency Opportunity Bill プログラムは、企業に対してエネルギーの使用と温室効果ガスを測定し削減し報告するためのフレームワークを企業に提供している。オーストラリアの州レベルでは、ある種の排出権取引があり、そして、司法分野におけるタスクフォースが設立され 2010 年までに国家的な排出権取引計画を作成することが目的とされている。一方で、ニュージーランドは京都議定書を批准しているが政策レベルでは完全な決定が実施されていない。炭素税に関する法案は最近の選挙で棄却された。

CDP4 質問表に回答した企業で、93%の企業は、気候変動関連の問題が彼らのビジネスに関連していると考えている。64%の企業は関連したリスクまたは機会を認識している。80%の企業が、気候変動関連の問題に関連した管理責任体制の設立重要性を認識している。しかしながら、わずか 33%の企業だけが、気候変動問題に関連した組織内での責任体制(戦略レベル及びオペレーションレベル)が確立されていると回答している。

## **ブラジル**

**パートナー: ABN AMRO and ABRAPP, project managed by Fabrica Ethica**

ブラジル政府は、気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）の交渉において率先的で重要な役割を担っていた。例えば、Clean Development Mechanism（CDM）は、最初のブラジルの提案に起因したものである。そして、同国はグループ 77 プラス中国（G77+China）のリーダーの 1 人である。ブラジルには京都議定書の第 1 約束期間に GHG 排出の削減目標はない。そのために、CDP4 へのブラジル企業の多角的な参加は特別な意味を持つ。同国は、将来の低カーボン経済（再生可能エネルギー、バイオ燃料等）で、多大な競争優位を手に入れるであろう。そして、気候変動の緩和に大きな貢献をすることができることを信じている。

ブラジルの企業にとって最も困難な挑戦は、彼らの持続性戦略に気候変動方針を内在化させること、炭素関連のインパクトの競争力及び長期の財政的パフォーマンスへの影響をより良く理解することである。現在少数のブラジル企業のみが、GHG に関連した管理台帳の保持をしており、排出に関するデータはほとんど含まれていない。現在は GHG に関連した活動という観点では、ブラジル企業が実践から学ぶための第一歩を歩み始めたと考えられる。

## **カナダ**

**パートナー: Conference Board of Canada**

規制によるフレームワーク、排出権取引市場と環境パフォーマンスに対するより強い投資家関心への変化は、カナダにおける気候変動を取り巻く状況の変化につながっている。2005 年春期に、カナダ政府は 9 つのエネルギー集約産業における GHG 放出を管理するための新たな気候変動計画（計画名: Project Green.）を発表した。計画の重要な要素は、GHG 大量排出事業者である 9 つのエネルギー業界を対象に規制を実施することにある。国内の GHG 排出量が 1990 年レベルの 35% の増加があるにもかかわらず、2006 年春期選挙で選定された市長は、Project Green を“カナダ製”気候変動計画に変更するとアナウンスした。京都議定書におけるカナダの立場は現在不明確であり、代替オプションである（例：アジア太平洋 Clean Technology Partnership 及び G8+5 イニシアティブ）への対応が検討されている。

CDP の情報開示要請に応じたカナダの企業の 81% は、気候変動がビジネスリスクまたは機会を創出すると考えている。カナダでは、情報開示は株式時価総額と連動している。トップ 50 社のうちのほぼ 3 分の 2 の企業及びトップ 100 社の約半数が回答を実施している。

## **電力会社**

**パートナー: CalPERS / CalSTRS**

電力会社は、GHG の最も大きな排出セクターの 1 つであり、世界の総 GHG 排出量の 40% を排出している。その結果、このセクターは多くの国で排出削減のための規制によるプレッシャーにさらされている。EU の排出権取引では、電力会社を含む主要なセクターからの排出量にキャップをかぶせている。類似した取引スキームは、現在カナダ、オーストラリア及びニュージーランドで開発中であり、日本も密接にヨーロッパモデルに注視している。一方米国では、アメリカ北東部とカリフォルニア州で、州レベルで排出権取引のスキームを開発している。さらに、幾つかの米国の電力会社は、二酸化炭素の排出をコントロールするために国全体で義務化されたマーケットメカニズムに基づいた政策を擁護する立場をとっている。

最も多くの回答は、ヨーロッパから寄せられた（質問表を送付された企業の 22%、55% の企業が回答）。

EU の排出権取引が本セクターに影響を持っていることを考えれば、この状況は驚くべきことではない。第 3 回 CDP では北米企業に対して最も多くの質問状が送付され、約 50% の企業回答率（第 2 位の回答率）であった。その他の地域での回答率は異なる。例えば、28% の企業がアジア地域では回答している。この回答率は、主に質問状が送付され、送付された全企業が回答している日本企業によるものである。中国の電力会社 32 社に質問状が送付されたが、どの中国の電力会社も回答を寄せていない。増加する温室効果ガス排出の原因となっている国からの情報開示がないことは特に懸念される。

## フランス

パートナー: Axa 及び ADEME

フランスは、気候変動に対する処置を実施することを強く確約している。フランスでは主に電力生産に原子力を使用しているため、京都議定書における削減目標は低い（1990 年及び 2008-2012 年の排出レベルの安定化）。2004 年のフランスの排出レベルは、1990 年ベースラインレベルを 0.4% 下回っていた。フランス政府は、また高レベルの 2050 年ターゲットを設定することを決定した：75% の GHG 排出の縮小である (Factor 4)。

2005 年度の気候アクションプラン及びエネルギー関連法規は、エネルギー効率と再生可能エネルギーの使用に関する新たな目標及び手段を設定した。大規模な業界が EU の排出権取引でカバーされる一方で、フランスは 2005 年にエネルギー効率スキーム（Energy Efficiency Scheme (white certificates)）を開始した。スキームでは、新しい技術的法規を建築部門に設定し、家庭と SME のための財政処置を増加させた。国内では GHG 排出削減プロジェクトを含む新しい財政的メカニズムが開発されている。

## FT500 グローバル企業

CDP Secretariat

気候変動への国家公共政策アプローチは、地域ごとに大きく異なる。一般的に、ヨーロッパは EU ETS をはじめとする最も高度な気候変動戦略を開発している。主に近年の EU ETS の拡大の結果、世界全体で取引されるカーボンの量は、2004 - 2005 年に 44 倍に増加した。京都議定書で義務的な排出削減義務に直面している多くの国は、目標達成に苦労している。最大の「ギャップ」は、カナダ、イタリアとスペインにあるように考えられる。同国が京都議定書から手を引いたことにもかかわらず、アメリカ合衆国の州レベルでの継続したメカニズム・施策の開発は、GHG 規制の方向へ進んでいることを示唆する。また顕著な情勢の中で特に、カリフォルニア州は、GHG 排出を減らすために市場メカニズムに基づくフレームワークを開発するために 2006 年 8 月にイギリスとの協定を発表した。

CDP4 は、これまでに FT500 サンプルから回答率が質問状の送付された FT500 の会社のうち 72%（n 358）が回答するという最高の回答率であった。また CDP3 の回答率は 71%、CDP2 の回答率は 59% 及び CDP1 の回答率は 47% であった。CDP4 で対象となった企業は、3,343,618,288 トンの GHG の排出を報告している（CDP3 の 2,994,834,887 トンから上昇、10% 以上の全世界での GHG の排出量）。これらの排出の 80% 以上は、4 つの産業界によるものである。国際的には発電事業者、北アメリカでは石油・ガス、製鉄・金属及び鋳業である。CDP に報告された GHG 総排出量は 2001 年から 2005 年で 70% に増加した。

## ドイツ

パートナー: BVI

ドイツは、気候変動の問題に対処するために重要な処置をとった。2003年までに、ドイツは温室効果ガスの18.5%削減を達成し（1990年レベルと比較）、2008 - 2012年の期間で21%の削減という目標達成に近づいた。同国は再生可能エネルギーに関する法律を制定し、EUの排出権取引スキームに参加している。最近、ドイツ政府は、ドイツで予想される気候的な影響についての科学研究を発表した。さらに、もしEU加盟諸国が2020年までに30%の排出削減に同意するならば、ドイツ政府は2020年までに40%の温室効果ガスの排出削減（1990年レベルと比較）を実施すると発表した。

回答している企業のほぼ3分の2は、何らかの排出データを報告した。しかしながら、報告されたデータは、認められている報告方法とは異なるものであった。回答者の3分の2は、既に低排出技術を採用している。また、先進的な企業では、一連の削減イニシアティブを実施し、費用対効果を算出して排出の削減が費用の節約につながることを示している。

## 日本

パートナー: (ASrIA)及び CDP Secretariat Japan

日本では、その業務あるいは輸送において著しい排出を伴う企業は、法律でGHGの排出量を報告することが2006年4月1日より法令義務化されている。本年度より、環境省は自主的な排出権取引のスキームを策定し、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通して京都メカニズムに基づく排出権の購入を開始した。

日本企業による回答に基づくと、日本の企業活動に対する気候変動の影響をよく理解しているように考えられる。また多くの企業は、GHGの排出権の購入とともにプロセスと製品の両面で省エネルギー技術の開発及び採用を実施すると回答している。

## イギリス

パートナー: Department for Environment, Food and Rural Affairs (Defra) and UK Climate Impacts Programme (UKCIP)

気候変動に継続的に取り組み、2010年までに1990年レベルの20%の排出削減を達成するというターゲットは、政府の「Climate Change (CCUKP)」の2006年3月の発表を通してさらに強調されることとなった。CCUKPは、その前の2つの重要な国際的な気候に関する政策の進展によるものである。英国は、2005年7月にG8サミットを、11月にモントリオールで第11回 the Parties and first Meeting of the Parties of the UNFCCC 会議を主催した。後者のイベントの重要な焦点は、グローバル企業の炭素排出削減のための市場メカニズムに基づく取引の効果性であった。EU政府による次なる段階のEU排出権取引スキームのための税制による調整は、スキームの効果性について議論を引き起こしている。

FTSE100は全てのCDPサンプルの中で最も高い回答率を示している。また、FTSE250は彼らのより大きい競争相手の後塵を拝する状態となっている。10%のFTSE100企業は、気候変動の影響は彼らのビジネスに高いリスクをもたらすと考えている。このようなリスクの認識があるにもかかわらず、

---

FTSE350 企業の多くが気候変動リスクを彼らのリスク管理戦略の中で優先的なリスクとみなしていない。

## **アメリカ**

### **パートナー: Calvert Group and the Investor Network on Climate Risk (INCR)**

2006 年は、アメリカの社会及び企業の気候変動に対する認識の臨界点であったと言えるかもしれない。アメリカビジネス界の多くの著名なリーダーは現在、気候変動が相当な市場機会とともに彼らに対して物理的、規制的、競争的及び風評におけるリスクがあると認識している。「我々は、我々の環境、経済、人の生命のために潜在的に大きな結果をもたらす化学実験を実施している」と、メリルリンチ副会長は、最近宣言している。この点にゴールドマンサックスは同意しており、「我々は、気候変動が 21 世紀で最も重要な環境分野における挑戦のうちの 1 つであり、他の重要な問題、例えば、経済成長と発展、貧困の緩和、清潔な水の入手、十分なエネルギーの供給との関連があると考えている」と話している。GE 社の「Ecomagination」(2010 年までにクリーンエネルギー製品のセールスで、200 億ドルを試算している)のような自社のコミットメントに加えて、フォードモーター社、アメリカンエレクトリックパワー(AEP)社及び他の会社は、連邦政府の気候変動に対するリーダーシップの欠如及び不明確さにより自社のグローバル競争力がリスクにさらされる懸念から、気候変動に関連した法的な明確性を求めている。

CDP の質問状を初めてまたは過去に受け取った企業の回答により、アメリカの企業による気候変動に関連した情報開示トレンドは改善されている。今年、米国企業からの CDP への回答率は最も高かった。

## 添付 B

# CDP4 質問書

### Carbon Disclosure Project (CDP4) Greenhouse Gas Emissions Questionnaire

#### カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP4) 温室効果ガス排出に関する質問状

ご多忙中大変恐縮ではございますが、以下の質問項目に対するご回答を2006年5月31日までにいただければ幸いに存じます。ご回答は、プロジェクト・コーディネーター宛に電子メール（宛先：info@cdproject.net）にて英語で返信いただくか、私どものウェブサイト（www.cdproject.net/cdp4）に直接データ入力を願います。質問内容に関連した資料を既に公開されている場合には、それぞれの質問項目について、その資料へのアクセス方法をお知らせください。現段階において、まだ下記の質問事項について確定や決定でない場合でも、今後の予定や見込みなどをお教えいただければ幸いです。何らかのご回答をいただけますことは、一切いただけない場合よりも遥かに有益な情報となります。また、ご回答ができない質問項目がございましたら、その理由もご記述ください。

本調査は今回が4回目となります（CDP4）。今回、排出量を初めてご報告いただく場合は、直近4期間のデータをご提供ください。また既にご回答いただいております場合は、前回の調査（CDP3）以降の進展状況と傾向を強調して下さい。次ページ以降は、質問への回答方法のガイダンスとCDP4についての詳細です。

1. **全般**：御社にとって、気候変動問題は、ビジネス上どのようなリスク及び（もしくは）機会をもたらしますか？
2. **規制**：温室効果ガス排出に関する既存の規制は、御社の財務及び戦略にどのようなインパクトを与えますか？また、提案済みの将来規制の影響をどう予測されていますか？
3. **物理的リスク**：御社は、極端な異常事象、気候パターンの変化、温度上昇、海面水位上昇、その他の気候変動関連の現象が、営業や操業など御社の業務に現在および将来どのような影響を及ぼすと思われますか？これらのリスクに対する御社の対応はどのようなものですか？また、財務的にどのような負荷が生ずるとお考えですか？
4. **イノベーション**：気候変動に対応するために、技術、製品、工程またはサービスの分野で御社はどのような開発をされましたか？あるいは開発中ですか？
5. **責任**：取締役会レベルで、気候変動にかかわる責任を取るべく任命された担当者はいますか？また、気候変動に関する御社の戦略を担当する責任者はいますか？年次報告書や他のコミュニケーションチャンネルで、温室効果ガス排出や気候変動がもたらすリスクと機会をどのように伝えていきますか？
6. **排出量**：御社が所有ないし管理する設備から以下の地域において排出される六種類の温室効果ガスの年間排出量をCO<sub>2</sub>e量（トン）で記述ください。
  - 全世界
  - 京都議定書の付属書Bに含まれる国々
  - 排出権取引に関するEU指令に含まれる国々他社との比較を容易にするために排出量計算の方法や排出量報告のためのバウンダリーなど

について記述をお願いします。なお、御社からのデータの標準化のために出来れば GHG プロトコルで採用されている会計アプローチ（www.ghgprotocol.org）を使用してください。データソースの詳細を表示するために GHG プロトコル・スコープ 1, 2, 3 を記述してください。排出量データに対する監査および(もしくは)外部機関による検証の有無をお教え下さい。

7. **製品とサービス**：次の分野での CO<sub>2</sub>e 排出推定量（トン）について教えてください。また、計算に使用した方法をご説明ください。
  - 御社製品とサービスの使用と廃棄
  - 御社のサプライチェーンによる排出
8. **排出削減**：御社の排出削減のための現在の戦略はどうなっていますか？その実施のために決定された投資額についてもお教え下さい？費用・効果はどうなっていますか？排出削減目標とそれらを達成するためのタイムフレームは？
9. **排出権取引**：EU 排出権取引、CDM/JI プロジェクト、その他の排出権取引に対する御社の戦略は何ですか？また、それらの御社にとっての費用・効果の予想についても教えてください。
10. **エネルギーコスト**：御社のエネルギー消費（例えば化石燃料や電力）の総コストは、いくらですか？エネルギーの価格や消費量の変化がもたらす御社の収益性への潜在的な影響度を数字で教えてください。

注：電力会社には、以下の項目を質問に含めます：

**電力会社の場合**：現在及び将来の排出削減がもたらす既存設備の用途の変更（すなわち既存設備における燃料転換など）あるいは新規投資の必要性の範囲について説明してください。御社収入の何パーセントが、政府後援の価格サポートメカニズムによる再生可能発電から得られていますか？

#### CDP4 温室効果ガス（GHG）と気候変動に関わる質問についてのガイドライン

御社の回答の一貫性と他との比較可能性向上のために、以下は CDP4 質問項目の回答に当たってのガイドランスです。

##### 全般

御社の商業的なリスクと機会に関する質問にお答えいただく際、御社の評判や消費者行動と需要の変化についても考慮してください。

##### 規制

規制による財務及び戦略への影響に関わるリスク及び機会のいずれについても明記し、御社が既に採用している戦略と現在までの活動を詳述ください。

##### 物理的リスク

これらの現象に対応するための御社の戦略、あるいは受ける便益について、現在までの取り組み内容も含め詳述ください。気候変動に関する政府間パネルの第二作業部会は、2001年2月の第3次評価報告書で「対応は、補完的気候変動緩和努力のためにあらゆる活動レベルで必要とされる戦略です」と述べています。

##### イノベーション

御社の革新による温室効果ガス排出の推定削減量、および、技術、工程またはサービスのイノベーションがもたらす費用/効果の推定値をご説明ください。

### 責任

この質問にお答えいただく際、以下の情報は私たちにとって有益です：

御社の気候変動戦略に対して責任を持つ取締役会ないしは経営委員会について詳述して下さい、例えば、組織構成、会議の頻度、報告手段などです。御社は、役員の報酬に温室効果ガス削減目標の達成を反映させていますか？

### 排出量

この質問の目的は、温室効果ガス排出に関する公開情報の質を向上させることです。この質問に署名している金融機関は、現時点では、これらの排出量の測定とその報告について一般に共通して受け入れられている方法がなく、データ比較が困難であると認識しております。そこで御社がどの方法を使用されたかについて明記してください。出来れば [www.ghgprotocol.org](http://www.ghgprotocol.org) でのバウンダリーに沿って御社の回答を標準化してください、そして選定と決定方法についての詳細をご提供ください。使用計算方法についてもご提示ください。もし御社が今回初めて排出量を報告いただく場合は、直近 4 計測期間のデータを可能な範囲でご提供下さい。

6 種類の温室効果ガス：二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)。

EU 排出権取引に該当する場合、御社の全ての該当施設での監査済み結果を含めてください。それらの施設に対する国家割当計画 (NAP) の下での割当量を、国別に記述下さい。

### 製品とサービス

御社の製品、サービスとサプライチェーンからの排出量削減についての戦略をご説明ください。御社が金融機関である場合、温室効果ガス排出に伴うリスクおよび（もしくは）ビジネスチャンスに投資、融資、保険付保の判断に反映させているか否かについてお答え下さい。

### 排出削減

御社の排出削減目標を詳述するにあたり、操業、製品とサービス、サプライチェーンのいずれからのものか情報をご提供ください。御社が現在目標設定していない場合は、いつ設定する予定かをご説明ください。また、義務的削減目標かそれとも自発的か、違いを明確にしてください。御社の排出削減プログラムによって見込まれる費用/効果を記述してください；御社がその目標達成に使用する技術やプロセス、そして排出削減の費用のうち、御社が顧客に転嫁できる範囲を記述下さい。

### 排出権取引

この質問に回答頂く際に、次の情報は有益です：

- グループ全体の年間収入に占める EU 排出権取引制度の対象になる事業所活動からの比率
- 前期での未達成に対する課徴金と排出権購入のための費用
- 御社が制度から受けると期待している財務的な利益の大きさ（すなわち余剰排出権の販売を通して）
- CDM/JI プロジェクトへの御社の投資総額
- プロジェクトからの排出権クレジットの削減必要量に占める比率

## カーボンディスクロージャープロジェクトに関する追加情報

今回は第 4 回目の調査です。2006 年に調査対象企業数を FT500 から拡大いたしましたので、御社にとっては今回が初めてとなるかもしれません。その場合には、前回までの FT500 企業の回答内容や、CDP についての詳細についてご興味あればウェブサイト ([www.cdproject.net](http://www.cdproject.net)) をご参照ください。

この質問が個々の株主から個々の企業宛ではなく、株主グループから企業グループ宛となっている理由

としまして、

- a) 企業は、一度の回答で、多数の投資家に対する回答が可能となり容易になること。
  - b) 世界の大企業から、同一様式のデータが受けとれること。
- がございます。

この質問は、以下の企業に対し、CDP4 パートナーによって送付されております。

- 時価総額がグローバルトップの 500 社 ( FT500 )
- Climate Risk の Investor Network ( INCR ) とのパートナーシップで、時価総額米国トップ 500 社 ( S&P 500 )
- CalPERS と CalSTRS とのパートナーシップで、世界の電力会社のうち、時価総額トップ 300 社
- カナダのコンファレンスボードとのパートナーシップで、カナダ大手排出者の 300 社
- ドイツの投資アセットマネジメント協会である BVI Bundesverband Investment fund Asset Management e.V とのパートナーシップで時価総額ドイツトップ 200 社
- CDP 事務局日本と ASrIA(Association for Sustainable and Responsible Investment in Asia)とのパートナーシップで、日本で重要な企業 150 社 ( S&P150 を中心として )
- 気候変動の投資家グループとのパートナーシップで、時価総額オーストラリア・ニュージーランドトップ 150 社 ( ASX100 と NZ50 )
- A X A とフランス政府環境エネルギー省 la Maîtrise de l'Énergie ( ADEME ) とのパートナーシップで、時価総額フランストップ 120 社 ( SBF 120 )
- 英国 Climate Impacts Program とのパートナーシップで、時価総額英国トップ 100 社 ( FT 指数 100 )
- ブラジル年金ファンド ( ABRAPP ) と BANCO ABN AMRO REAL とのパートナーシップで、BOVESPA サンパウロ証券取引所最大 50 社
- ASrIA(Association for Sustainable and Responsible Investment in Asia)とのパートナーシップで、アジア ( 日本除く ) で最も大きな会社の中の 40 社

#### 参加している署名金融機関の法的・財政的義務は、何ですか？

イニシアティブを支持することに関して法的な義務や費用はありません。

#### 回答企業の法的・財政的な影響は、何ですか？

法的には一般的な情報公開と同じです。回答作成に関して、御社の中で若干の内部経費が発生するかもしれません。

#### 受領データはどうなりますか？

ご提出頂くデータは、署名した金融機関、CDP4 パートナーとそのレポート作成者が利用できるようになります。FT500 報告は、イノベスト社がデータ分析しレポート作成します。イノベスト社については [www.investgroup.com](http://www.investgroup.com) をご参照ください。CDP4 パートナーもまた回答データに基づくレポートを公表することもあり、その際、これらのデータをそれぞれのコンサルタントと共有することもあります。2006 年 9 月に、CDP4 レポートは署名金融機関、回答企業に送付され、[www.cdproject.net](http://www.cdproject.net) で公開予定です。加えて、同じアドレスで全ての許可された回答はアクセス可能となります。**御社が 2006 年 9 月からの回答内容の公開を CDP に許可される場合は、回答を返信する際にその旨をご指示ください。御社がこれらのレポートでの公開を望まない場合には返信の際にその旨ご表明ください。レポート作成者にその要請を尊重するように指示します。**

#### 企業が回答の変更や更新を希望する場合はどうするのですか？

レポートに含まれる回答そして改訂は、2006 年 5 月 31 日が締め切りです。ウェブサイトに関しては、回答もしくは改訂はいつでも受領可能とし、受領より 5 日以内で [www.cdproject.net](http://www.cdproject.net) で閲覧可能とする

---

予定です。

**企業は参加をどのように確認できますか？**

書類の受領の際に、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト [info@cdproject.net](mailto:info@cdproject.net) 宛の e メールにてご確認下さい。

**コーディネーターの法的ステータスは何ですか？**

事務局が署名金融機関に コーディネート・サービスを提供することを唯一の目的とするアメリカ合衆国 IRS 501 (c)3 慈善ステータスを持つ、ロックフェラー・フィランソロフィー・アドバイザーのフィランソロフィック協同のスペシャルプロジェクトです、

**広報は行われますか？**

署名金融機関が同意した添付のプレスリリースを 2006 年 2 月 1 日に行いました。事務局は、この金融グループに代わってその他の声明をする権限は持っていません。

**共同体への資金提供者は誰ですか？**

署名金融機関に対して独立して事務局サービスを提供するために、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトは次の団体から資金供給を受けております。: Climate Initiatives Fund UK, Esmée Fairbairn Foundation UK, Home Foundation Holland, Lens Foundation for Corporate Excellence USA, Network for Social Change UK, Polden Puckham Charitable Foundation UK, Rockefeller Brothers Fund USA, Rufus Leonard UK, The Carbon Trust UK, The Funding Network UK, The Nathan Cummings Foundation USA, Turner Foundation USA, W. Alton Jones Foundation USA, WWF UK.

**他に同様なイニシアティブはありますか？**

CDP 事務局は、本件と GRI 指標が密接に足並みを揃え、補完的なことを確実とするために、Global Reporting Initiative (GRI) と一緒に活動しています。CDP 事務局は、監査の標準化による便益を得るために World Economic Forum GHG Registry と一緒に活動し、全ての回答企業に対し登録を推薦しています。( [www.weforum.org/ghg](http://www.weforum.org/ghg) )

## 添付 C

## 日本 150 回答状況

Company name	CDP4
<b>Advantest Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>Aeon</b>	<b>AQ</b>
<b>Ajinomoto Co.Inc.</b>	<b>AQ</b>
All Nippon Airways	NR
Asahi Breweries	NR
Asahi Chemical Ind.	NR
<b>Asahi Glass Co.</b>	<b>AQ</b>
<b>Astellas Pharma</b>	<b>AQ</b>
Bridgestone	NR
<b>Canon</b>	<b>AQ</b>
Central Japan Railway	IN
<b>Chubu Electric Power</b>	<b>AQ</b>
Credit Saison Co.	NR
<b>Dai Nippon Printing</b>	<b>AQ</b>
<b>Daiichi Sankyo</b>	<b>AQ</b>
<b>Daikin Industries</b>	<b>AQ</b>
Daiwa House Inds.	NR
<b>Daiwa Securities</b>	<b>AQ</b>
<b>Denso</b>	<b>AQ</b>
<b>Dentsu Inc.</b>	<b>AQ</b>
<b>East Japan Railway</b>	<b>AQ</b>
Eisai Co.	NR
<b>Fanuc</b>	<b>AQ</b>
<b>Fuji Photo Film</b>	<b>AQ</b>
Fujikura Ltd.	NR
<b>Fujitsu Ltd.</b>	<b>AQ</b>
Furukawa Electric	NR
Hirose Electric	NR
<b>Hitachi</b>	<b>AQ</b>
Honda	IN
<b>Hoya</b>	<b>AQ</b>
Inpex	DP

Company name	CDP4
<b>Itochu Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>Japan Airlines Corporation</b>	<b>AQ</b>
<b>Japan Tobacco</b>	<b>AQ</b>
<b>JFE Holdings</b>	<b>AQ</b>
JS Group Corporation	NR
<b>JSR Corp</b>	<b>AQ</b>
<b>Kajima Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>Kansai Electric Power</b>	<b>AQ</b>
<b>KAO Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>Kawasaki Heavy Ind.</b>	<b>AQ</b>
<b>KDDI</b>	<b>AQ</b>
Keyence Corp.	NR
Kintetsu Corporation	NR
<b>Kirin Brewery Co.</b>	<b>AQ</b>
Kobe Steel	NR
<b>Komatsu Ltd.</b>	<b>AQ</b>
Konica Minolta Holdings Inc	NR
<b>Kubota Corp.</b>	<b>AQ</b>
Kuraray Co.	NR
<b>Kyocera Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>Kyushu Electric Power Co Inc</b>	<b>AQ</b>
Marubeni Corp.	NR*
Marui Co.	NR
<b>Matsushita Elec. Works</b>	<b>AQ</b>
<b>Matsushita Electric Industrial</b>	<b>AQ</b>
<b>Millea Holdings</b>	<b>AQ</b>
Mitsubishi Chemical Holdings Corp.	NR
<b>Mitsubishi Corp</b>	<b>AQ</b>
Mitsubishi Electric	NR
<b>Mitsubishi Estate</b>	<b>AQ</b>
<b>Mitsubishi Heavy Ind.</b>	<b>AQ</b>
<b>Mitsubishi Materials</b>	<b>AQ</b>

AQ Answered Questionnaire  
 IN Provided Information  
 DP Declined to Participate  
 NR\* No Response despite company agreeing to answer  
 NR No Response

Company name	CDP4
<b>Mitsubishi UFJ Financial Group</b>	<b>AQ</b>
<b>Mitsui &amp; Co</b>	<b>AQ</b>
Mitsui Chemicals	NR
Mitsui Fudosan	NR
Mitsui Mining & Smelting	NR
<b>Mitsui O.S.K. Lines Ltd</b>	<b>AQ</b>
<b>Mitsui Sumitomo Insurance</b>	<b>AQ</b>
<b>Mizuho Financial Group</b>	<b>AQ</b>
<b>Murata Mfg. Co.</b>	<b>AQ</b>
<b>NEC Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>NGK Insulators</b>	<b>AQ</b>
<b>Nikko Cordial Securities Inc.</b>	<b>AQ</b>
<b>Nintendo</b>	<b>AQ</b>
Nippon Express Co.	NR
Nippon Meat Packer	NR
<b>Nippon Oil Corporation</b>	<b>AQ</b>
Nippon Paper Group Inc	DP
<b>Nippon Steel</b>	<b>AQ</b>
<b>Nippon Telegraph &amp; Telephone (NTT)</b>	<b>AQ</b>
Nippon TV Network	NR
<b>Nippon Yusen Kaisha Line</b>	<b>AQ</b>
Nipponkoa Insurance Co Ltd	NR
<b>Nissan Motor</b>	<b>AQ</b>
Nissin Food Products	NR
<b>Nitto Denko</b>	<b>AQ</b>
NOK Corp.	NR
<b>Nomura Holdings</b>	<b>AQ</b>
<b>NSK Ltd.</b>	<b>AQ</b>
<b>NTT Data</b>	<b>AQ</b>
<b>NTT DoCoMo</b>	<b>AQ</b>
<b>Obayashi Corp.</b>	<b>AQ</b>
Odakyu Electric Railway	NR
Oji Paper Co.	AQ
Oriental Land Co Ltd.	DP
ORIX Corp	NR
<b>Osaka Gas Co.</b>	<b>AQ</b>
<b>Pioneer Corp.</b>	<b>AQ</b>
Resona	NR
<b>Ricoh Co.</b>	<b>AQ</b>
<b>Rohm Co., Ltd.</b>	<b>AQ</b>
Sanyo Electric Co., Ltd.	NR
Secom Co.	NR
<b>Sekisui House</b>	<b>AQ</b>
<b>Seven &amp; I Holding</b>	<b>AQ</b>

Company name	CDP4
<b>Sharp</b>	<b>AQ</b>
<b>Shimizu Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>Shin Etsu Chemical</b>	<b>AQ</b>
<b>Shinsei Bank Ltd</b>	<b>AQ</b>
Shiseido Co.	NR
SMC Corp.	NR
Softbank	NR
<b>Sompo Japan Insurance</b>	<b>AQ</b>
<b>Sony</b>	<b>AQ</b>
Sumitomo Chemical	IN
Sumitomo Corp.	NR
Sumitomo Electric Ind.	NR
Sumitomo Metal Inds.	NR
<b>Sumitomo Metal Mining</b>	<b>AQ</b>
<b>Sumitomo Mitsui Financial Group</b>	<b>AQ</b>
Sumitomo Osaka Cement	NR
Sumitomo Realty & Development	NR
<b>Sumitomo Trust &amp; Banking</b>	<b>AQ</b>
Suzuki Motor Corp.	NR
<b>T&amp;D Holdings</b>	<b>AQ</b>
<b>Taiheiy Cement</b>	<b>AQ</b>
<b>Taisei Corp.</b>	<b>AQ</b>
Taisho Pharm Co.	NR
<b>Takeda Pharmaceutical</b>	<b>AQ</b>
<b>TDK Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>Teijin Ltd.</b>	<b>AQ</b>
<b>Tepco (Tokyo Electric Power Company)</b>	<b>AQ</b>
<b>Terumo Corp.</b>	<b>AQ</b>
<b>Tokyo Electron</b>	<b>AQ</b>
<b>Tokyo Gas Co.</b>	<b>AQ</b>
<b>Tokyu Corp</b>	<b>AQ</b>
Tonen General Sekiyu K.K.	NR
<b>Toppan Printing Co.</b>	<b>AQ</b>
<b>Toray Inds. Inc.</b>	<b>AQ</b>
<b>Toshiba</b>	<b>AQ</b>
Toto Ltd.	NR
<b>Toyo Seikan</b>	<b>AQ</b>
<b>Toyota Industries Corporation</b>	<b>AQ</b>
<b>Toyota Motor</b>	<b>AQ</b>
<b>Uni-Charm Corp.</b>	<b>AQ</b>
West Japan Railway	NR
<b>Yahoo Japan</b>	<b>AQ</b>
Yakult Honsha Co Ltd.	DP
<b>Yamato Holdings Co., Ltd.</b>	<b>AQ</b>